

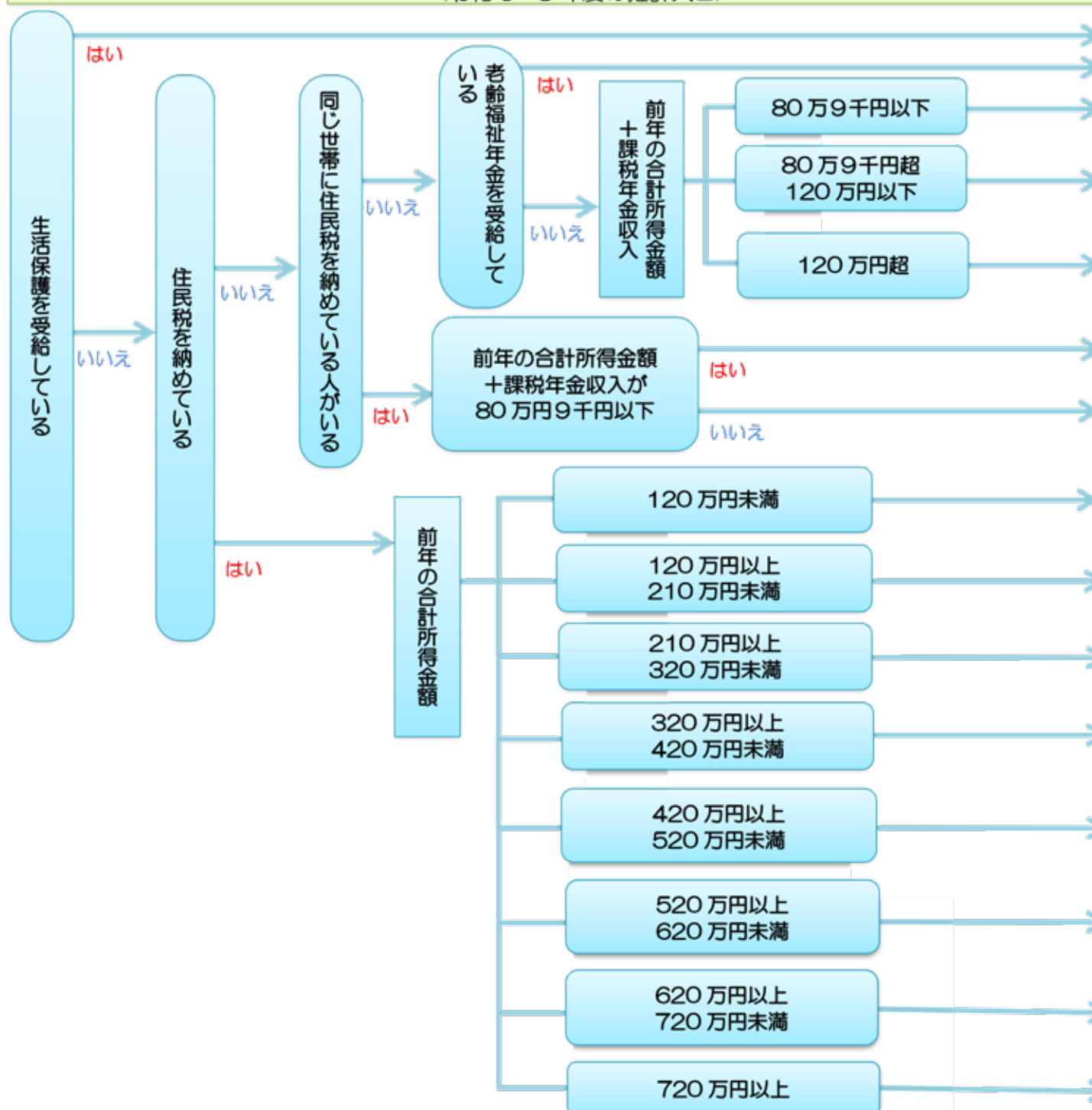
介護保険料が変わりました

第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料

介護保険料の算出方法・決め方

介護保険料は、基本的に今後3年間に見込まれる介護サービス給付費総額及び地域支援事業の展開に必要な額の23%分を第1号被保険者(65歳以上の方)の推計人口で割って計算します。本人や世帯員の所得等に応じて13段階の保険料区分が設定されています。市町村によって保険料の基準額は異なります。

$$\text{基準額 (6,000 円)} = \frac{\text{令和 6～8 年度までに垂水市で介護保険給付及び地域支援事業に必要な額} \times 23\% \text{ (65 歳以上の負担率)}}{\text{垂水市の 65 歳以上の人口 (令和 6～8 年度の推計人口)}} \div 12 \text{ 月}$$



変更

ポイント

介護保険料を月額 6,000 円(基準額)に見直しました

■合計所得金額■

- 第1段階から第5段階の合計所得金額は、課税年金（基礎年金、厚生年金、個人でかけている企業年金等）に係る所得を控除します。（遺族年金・障害年金は非課税のため、所得の計算には含みません。）
- 合計所得金額は、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除します。

所得段階別保険料

所得段階	対 象 者	計算方法	年額保険料
第1段階	・生活保護者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ前年の合計所得金額＋課税年金収入が80万9千円以下	基準額×0.29	20,880 円
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税かつ前年の合計所得金額＋課税年金収入が80万9千円超 120万円以下	基準額×0.49	35,280 円
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税かつ前年の合計所得金額＋課税年金収入が120万円超	基準額×0.69	49,680 円
第4段階	・本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ前年の合計所得金額＋課税年金収入が80万9千円以下	基準額×0.90	64,800 円
第5段階	・本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ前年の合計所得金額＋課税年金収入が80万9千円超	基準額	72,000 円
第6段階	・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額 120万円未満	基準額×1.20	86,400 円
第7段階	・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額 120万円以上 210万円未満	基準額×1.30	93,600 円
第8段階	・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額 210万円以上 320万円未満	基準額×1.50	108,000 円
第9段階	・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額 320万円以上 420万円未満	基準額×1.70	122,400 円
第10段階	・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額 420万円以上 520万円未満	基準額×1.725	124,200 円
第11段階	・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額 520万円以上 620万円未満	基準額×1.75	126,000 円
第12段階	・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額 620万円以上 720万円未満	基準額×1.775	127,800 円
第13段階	・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額 720万円以上	基準額×1.80	129,600 円